

ベトナム「法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト」の概要

2020年12月 法務総合研究所国際協力部

概要

期 間 | 2021年1月1日～2025年12月31日（5年間）

案件名 | 法整備・執行の質及び効率性向上プロジェクト

実施機関（カウンターパート） | 6 機関

- ①司法省 ②共産党中央内政委員会 ③首相府
- ④最高人民裁判所 ⑤最高人民検察院
- ⑥ベトナム弁護士連合会

（注）②共産党中央内政委員会は、共産党中央執行委員会に対し、内政、汚職防止、司法改革に関する助言等を行うための専門業務機関。本プロジェクトから新たに参加。

参考 | これまでの支援の流れ

- ① 1994年、日本国法務省によるベトナム司法省に対する研修実施
- ② 1996年、JICAプロジェクト開始
 - ・1996年～2007年「法整備支援プロジェクト」（フェーズ1～3）
 - ・2007年～2015年「法・司法制度改革支援プロジェクト」（フェーズ1～2）
 - ・2015年4月～2020年12月末（現行案件）「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」
- ③ これまで民法、民事訴訟法、刑事訴訟法を始めとする多くの**法令の起草・改正を支援**するとともに、**法務・司法機関の法令の運用能力、実務改善能力、人材育成能力の向上などを支援**。その一環として、検察や弁護士向けのマニュアル作成を支援。また、ベトナム側が自ら多数の法令を制定していることを踏まえ、**法令の整合性確保に向けた取組を支援**。
新規JICAプロジェクトにおいては、法令の整合性確保に加え、法制度の「質」や「効率性」の向上を目指す。

目標及び活動スケジュール

○目 標

法・司法改革の促進と国家の国際競争力の強化に寄与するため、ベトナムの法規範文書制度の質及びその効果的な執行が国際標準に照らして向上する。

○活動スケジュール

【第1段階】

ベトナムの法・司法制度改革戦略やこれまでの日本の支援の成果を踏まえて、法規範文書の不統一、法執行の非効率等を改善するための重要課題を1年程度で特定する。

【第2段階】

課題解決のために設置されたワーキンググループが具体的な解決策を検討・提案する。

これらの活動を通じて、日越の法・司法機関の幅広い連携の促進も図る。